

まん延防止等重点措置期間における施設の対応について

対象期間:令和4年1月21日(金)～まん延防止等重点措置が解除される日

*基本的感染防止対策を実施した上で、現在の利用条件を継続します。

*利用料金等の返還について

下記に掲げる条件をすべて満たす場合には、いわゆるキャンセル料を徴収せず、事前に納付されていた利用料金等の全額を返還することとします。

ア 新型コロナ感染拡大防止を理由とする

イ 令和4年1月17日(月)以降にキャンセルの申し出があった

ウ 令和4年1月21日(金)から令和4年2月13日(日)までの利用に関するもの

NPO 法人みんなのまちづくりクラブ 横浜市上矢部地区センター